

南小国町 空き家バンク制度イメージ

空き家所有者（空き家を売りたい・貸したい）

① 空き家バンク登録申込書



空き家バンク



③ 登録完了通知書

② 物件の調査依頼

① 所有されている空き家を
売買／賃貸借されたい場合、
「登録申込書」「登録カード」を
南小国町役場 まちづくり課まで
ご提出ください。

② 申込書を受理後、委託している
熊本県宅地建物取引業協会に物件
の調査依頼を行います。
その後、宅建協会員・空き家所有者
・役場職員3名で現地確認を行
います。

③ 現地確認後、役場でデータを作成
し、町のホームページに空き家情
報を登録いたします。
そして、空き家所有者に対し、登
録完了通知書を発送いたします。

⑧ 交渉結果
報告

その後、利用希望者から利用申込
があれば、町役場より宅建協会に
契約等の仲介依頼を行います。
役場がお手伝いできるのはここま
まで、これ以降は宅建協会員が空
き家所有者・利用希望者間での契
約等にかかる仲介を行います。

熊本県宅地建物取引業協会
龍北支部会員の不動産会社

物件の媒介契約

契約条件等の詳細
情報提供等

⑦ 売買、または賃貸借契約の成立・不成立

たい・貸りたい

